

令和元年度 長野県地域防災計画の修正について

危機管理防災課

1 修正概要

- ①危機管理体制の見直しに伴う県独自の修正
- ②国の防災基本計画の修正に伴う修正
- ③令和元年台風第19号災害に基づく県独自の修正

2 主な修正内容

①危機管理体制の見直しに伴う県独自の修正

- 災害種別毎の災害対策本部の設置と職員の参集基準を統一するとともに、基準を明確化
- 風水害に係る警戒レベルの導入や令和元年8月の浅間山噴火等を踏まえ、参集基準を修正

②国の防災基本計画の修正に伴う修正

- (1) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
 - 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等を追加
 - 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（5段階の警戒レベルの導入）について追加
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する修正
 - 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について新たな章を新設

③令和元年台風第19号災害に基づく県独自の修正

- (1) 風水害対策
 - 災害救助法による救助事務について県及び市町村の役割を11項目において整理
 - ・避難所の設置 : 資材の調達は県、具体的な事務処理については市町村
 - ・医療及び助産 : DMAT等の救護班による活動は県、インフルエンザの予防接種等は市町村
 - ・応急仮設住宅の供与 : 基本的に全ての事務は県、募集・維持管理及び県に委任の要請があった事務は市町村 など
 - 災害対策本部の事務分掌について一部整理
 - ・職員班の事務分掌に「空き職員宿舍の被災者への提供に係る調整等に関すること」を明記
 - ・税務班の事務分掌に「本県への災害支援に係るふるさと納税の募集に関すること」を明記
 - 道路及び橋梁に係る特別警報等発令時の災害要望計画について
 - ・道路管理者並びに警察等が特別警報等発令時に通行規制が必要な道路や橋梁についてあらかじめ検討することを明記
- (2) 防災会議構成機関からの意見に基づく修正
 - 指定避難所に整備すべき施設に冷暖房施設を追加
 - ・良好な生活環境を確保するため、指定避難所において、冷暖房施設の整備に努めることを明記。

3 今後の予定

- 台風第19号災害振り返りを踏まえた修正は、7月以降開催予定の臨時の防災会議で協議（台風第19号災害関連で、直ちに反映できる項目については、今回の修正に反映）